

平成 23 年 12 月 22 日

事業主 殿

沖縄労働局登録教習機関
(社) 沖縄県労働基準協会

労働安全衛生法に基づく 『小型移動式クレーン運転技能講習』のご案内



時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、吊り上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーン業務については、労働安全衛生法第61条、安全衛生施行令第20条7号により「小型移動式クレーン技能講習」を修了した者でなければ当該業務に就かせることはできません。

つきましては、当協会におきまして下記の日程により標記講習を開催致しますので、係る業務に就かせる予定で未だ資格を有していない従業員に受講させて、資格を修得させて戴きますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時： (学科) 平成 24 年 2 月 28 日 (火) 29 日 (水) とも 9:00~17:00
(実技) 平成 24 年 3 月 1 日 (木) 2 日 (金) 9:00~18:00
いずれか一日 (申込順で組分け致します)
2. 講習会場： 【学科】 北部会館 3F (名護市宇茂佐)
【実技】 ネオパークオキナワ駐車場 (名護市宇名護)
3. 定 員： 40 名 ※随時受付、定員に達し次第締め切ります。
4. 受講料： 27,000 円 (テキスト代込み)
一科目免除 受講料 25,000 円 二科目免除 23,000 円です。
5. 申込方法： 当協会所定の申請書に必要事項を記入の上、上記受講料と写真 2 枚 (縦 3cm×横 2.4cm デジカメ不可) を添えて 2 月 21 日 (火) までにお申し込み下さい。玉掛等の技能講習修了証、免許をお持ちの方はコピー持参下さい。受講料・学科の一部免除が受けられます。受講料のお支払い方法については、直接各支部の窓口でお支払いするか、振込をご希望される方は事業部へお問い合わせ下さい。(振り込み手数料は、申込者で負担お願いします)
6. 申込場所： (社) 沖縄県労働基準協会
事業部 電話 (098) 868-2831 那覇市港町 2-5-23 (トラック研修会館 3F)
中部支部 電話 (098) 937-0162 沖縄市知花 5-37-12 (中部建設会館内)
北部支部 電話 (0980) 54-4700 名護市宇茂佐の森 5-2-7 (北部会館 4F)
7. その他 : 詳細については、北部支部にお問い合わせください。

小型移動式クレーン運転技能講習日程表

講習会場：【学科】北部会館3F（名護市宇茂佐）

：【実技】ネオパークオキナワ駐車場（名護市宇名護）

講習主催：（社）沖縄県労働基準協会 北部支部 TEL（0980）54-4700

平成24年2月

日付	時間	講習科目	担当講師名
		8：40より受付開始	
2月28日（火）	9:00～12:00 昼食 12:00～13:00 13:00～16:00	● 小型移動式クレーン等に関する知識 【6時間】	石川逢重
	16:00～17:00	● 関係法令 【1時間】	
	2月29日（水）	9:00～12:00 昼食 12:00～13:00 13:00～16:00	
	16:00～17:00	学科修了試験	労働基準協会
3月1日（木）	9:00～18:00	実技講習及び検定試験 A班	田島司
3月2日（金）	9:00～18:00	実技講習及び検定試験 B班	津波古将貴

※ 実技は、（木）（金）どちらかの一日だけとなります。申込み順に組分け致します。

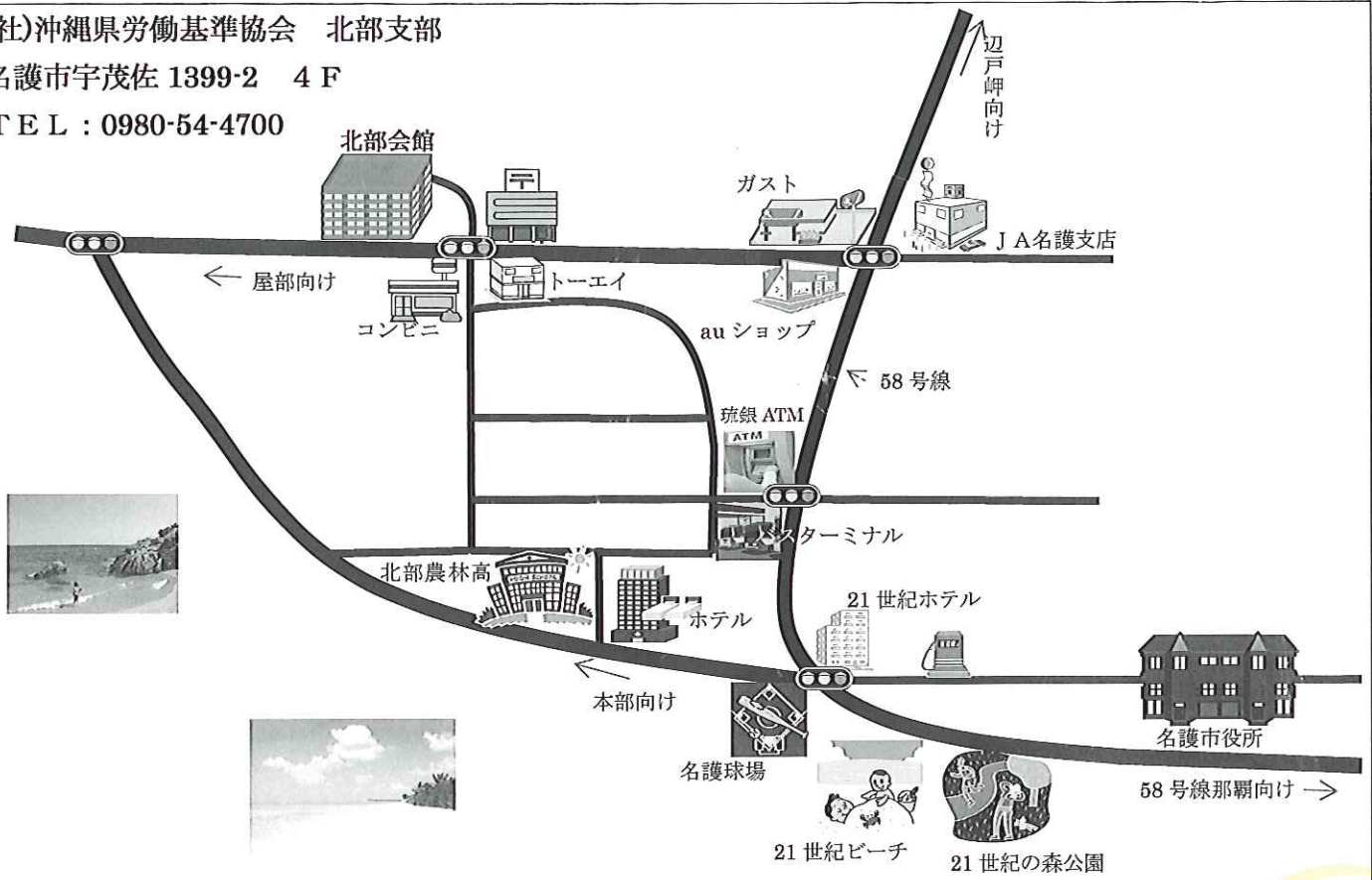
注意事項

- ① 講習期間中は、毎日出欠確認をします。講習規定により遅刻、早退、欠席は失格となり修了証の交付が出来なくなりますのでご注意ください。
- ② 実技講習には、作業に適した服装（作業服、保護帽、安全靴）等で臨んでください。
- ③ 講習中は、携帯電話等の電源をOFFにするかマナーモードにしてください
- ④ 雨天時の際は雨ガッパをご用意ください。
- ⑤ 学科の際、計算機を使用しますので持参下さい。
- ⑦ 床上操作式クレーン運転・玉掛け・クレーン免許等所持の方については力学の科目が免除になります。（修了証のコピーを提出された方）

(社)沖縄県労働基準協会 北部支部

名護市宇茂佐 1399-2 4F

TEL : 0980-54-4700



<学科会場> 北部会館

<実技会場> ネオパークオキナワ

